

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点 [令和5年9月21日開催 日本損害保険協会]

1. 損保業界における不適切事案を踏まえた対応について

- 保険金の不正請求や価格調整行為といった、損害保険業界においては顧客の信頼を失うような事案が立て続けに起こっており、国民全体から厳しい目を向けられている。金融庁としても大変遺憾であり、現在、報告徴求命令や立入検査などを通じて実態把握を進めているところ、保険契約者保護に欠ける問題が認められた場合には、法令に基づき厳正に対応していく。
- 一方、損害保険業界が国民からの信頼を取り戻していくためには、個社としての取組みだけでは不十分であり、業界全体としての対応も必要である。
- 損害保険協会におかれては、金融庁とも十分に連携の上、信頼回復に向けた取組みの後押しをお願いしたい。

2. 金融行政方針の公表について

- 2023年8月29日、2023事務年度の金融行政方針を公表した。
- 損害保険について申し上げると、先ほど申し上げた昨今の不適切事案への対応のほか、
 - ・近年の自然災害の頻発・激甚化を踏まえた持続可能なビジネスモデルの構築及び有効な対応策の策定
 - ・グループ・グローバルのガバナンスの高度化の促進
 - ・経済価値ベースのソルベンシー規制の円滑
- などが記載されている。
- 金融庁としては、これらの措置を着実に進めていくことで、我が国保険業・保険市場の健全な発展に貢献したいと考えているところ、保険会社の皆様にも引き続きご協力をお願いしたい。

(参考) 2023事務年度 金融行政方針(抄)

2. 業種別モニタリング方針

(4) 保険会社

保険会社には、法令遵守、保険契約者の保護が厳しく求められる。また、保険代理店との適切な関係の構築、管理が必要であることも言うまでもない。昨今の不適切事案については、不適切な行為の全体像やその原因の究明を徹底して行い、その上で、保険契約者の保護に欠ける問題が認められた場合には、法令等に基づき厳正に対応していくとともに、有効な再発防止策の策定及び実施に取り組む。

また、保険会社には、少子高齢化や自然災害の頻発・激甚化、自動車保険市場の縮小等の中長期的な事業環境の変化を見据え、デジタル化を活用した効率的な業務運営や顧客ニーズの変化に即した商品開発等を通じて、持続可能なビジネスモデルを構築することが求められている。

保険会社の海外進出及び子会社の設立等が進む中、グループ・グローバルのガバナンスの高度化を進めることが重要である。これらの取組の着実な進展を、海外当局とも連携しつつ、対話を通じて促していく。

資産運用の状況を含めた財務の健全性については、金融市場の動向を踏まえ、モニタリングを行っていく。くわえて、経済価値ベースのソルベンシー規制の円滑な導入に向けて、具体的な検討を進めていく。

自然災害への対応については、近年の自然災害の頻発・激甚化による保険金支払いの増加等により、火災保険料率が上昇傾向にある。こうした中で、自然災害に対する備えとしての機能をより適切に発揮していくため、損害保険会社に対して、統合的リスク管理（ERM）の高度化、顧客ニーズやリスク実態等を踏まえた補償内容・保険料率の見直し、防災・減災のサポート等に向けた対応を促していく。あわせて、財務局と連携し、顧客本位の業務運営の更なる推進に向けた損害保険業界における取組を促していく。

生命保険会社については、営業職員による不適切事案が継続的に発生している状況を踏まえ、生命保険協会と連携しつつ、営業職員管理態勢の高度化に向けたフォローアップを行う。また、公的保険制度を踏まえた保険募集の推進を行っていく。

少額短期保険業者については、財務局と連携し、監督指針の見直しを踏まえたモニタリングの高度化を進める。さらに、少額短期保険業者に対し、財務の健全性や業務の適切性を確保するための態勢整備を引き続き促していく。

3. 障がい者アンケートについて

- 障がい者に配慮した取組み状況について、2022年に引き続き各社にアンケート調査を実施し、その結果を2023年9月13日に公表した。聴覚障がい者や知的・精神・発達障がい者への対応に関する内部規定の整備率向上など、各社における取組が2022年よりも一定程度進展した。
- 一方、障がい者団体からは、代筆・代読や電話リレーサービスへの対応を含む研修等を通じた現場職員による対応の徹底などを求める声が寄せられており、各社による更なる取組が望まれる。
- 改正障害者差別解消法の趣旨も踏まえた上で、経営陣のリーダーシップのもと、障がい者が安全で利便性の高い金融サービスを利用できるよう、保険会社の一層の取組みを期待している。

4. 令和5年台風第6号、第7号及び第13号に伴う災害等に対する金融上の措置について

- 令和5年台風第6号、第7号及び第13号に伴う災害等により、被災された皆様に対して、心よりお見舞い申し上げる。
- 今回の台風に伴う災害等に対し、沖縄県、京都府、兵庫県、鳥取県、千葉県、茨城県及び福島県に災害救助法が適用されたことを受け、適用地域を管轄する沖縄総合事務局及び財務局より日本銀行との連名で「金融上の措置要請」を関係金融機関等に発出させていただいた。
- 被災地で営業している金融機関におかれては、こうした要請も踏まえ、被災者の声やニーズを十分に把握の上、被災者の立場に立ったきめ細かな支援対応を改めてお願ひしたい。

(参考) 災害救助法適用の状況

自治体名	法適用日（内閣府公表日）	管轄局	措置要請日
○令和5年台風第6号			
沖縄県	8月1日（8月4日）	沖縄総合事務局	8月4日
○令和5年台風第7号			
京都府	8月14日（8月15日）	近畿財務局	8月15日
兵庫県	8月15日（8月15日）	近畿財務局	8月16日
鳥取県	8月15日（8月15日）	中国財務局	8月16日
○令和5年台風第13号			
千葉県	9月8日（9月8日）	関東財務局	9月11日
茨城県	9月8日（9月8日）	関東財務局	9月11日
福島県	9月8日（9月8日）	東北財務局	9月11日

注：内閣府公表日順

5. REVICareer(レビキャリ)の足元の登録・マッチング状況について

- REVICが整備する人材プラットフォーム「REVICareer(レビキャリ)」について、2021年10月の本格始動以降、人材・求人票の登録件数は着実に増加しており、一定数のマッチングも実現しているところ。
- 足元の数値（2023年8月31日時点）について申し上げると、登録件数については、大企業人材が1,898人、地域金融機関が121機関、求人票が1,602件となっており、マッチング件数については30件となっている。

- 金融庁としては、経営人材を登録する大企業や、人材マッチングを担う地域金融機関の意見等も踏まえ、様々な制度改善等に取り組み、転籍や兼業・副業、出向といった多様な形でのマッチングを推進していくので、引き続き、従業員の皆様への周知にご協力をお願いしたい。

6. 11月 IAIS 年次総会について

- 2023年11月6日の週には、IAIS 年次総会が東京で開催される。保険当局者間の会合に引き続き、9日の午後から10日にかけては民間参加者も交えた「年次コンファレンス」が開催され、自然災害に係るプロテクションギャップ、気候関連リスク、国際資本基準（ICS）等の保険監督上の重要課題につき議論がなされる予定である。
- また、開催期間中の9日夕刻には、金融庁主催のパネルディスカッションを実施し、気候変動や自然災害への対応を取り上げる予定である。新納協会長にもご登壇をお引き受けいただきたい、ぜひこうした機会を活用して我が国の取組みを発信いただきたい。
- 本番に向けた準備が大詰めを迎えているところ、成功裡の開催に向け、これまで以上に損害保険協会と緊密に連携しつつ対応してまいりたい。なお、先般金融庁ウェブサイトにてイベントの概要を公表しており、皆様の積極的なご参加をお待ちしている。

7. 業態横断的なモニタリング方針等について

- 2023年8月29日に2023事務年度の金融行政方針を公表した。その中で、2023事務年度の業態横断的なモニタリング方針について記載しているので、確認いただきたい。
- 金融庁としては、各項目について、データ分析や金融機関との対話を通じ、深度あるモニタリングを実施していきたいと考えている。効率的な運営に配意するので、ご協力をお願いしたい。

(参考) 例えば、以下などに取り組む旨を記載している。

- ① 金融機関の持続可能なビジネスモデルの構築に向け、金融機関の経営戦略を確認するとともに、営業基盤、財務基盤、ガバナンスや信用・市場・流動性等の各種リスク管理態勢（ストレス時の対応プロセスを含む）、内部監査等について対話等を通じたモニタリングを行い、それぞ

れの状況に応じて経営基盤の強化を促す。

国内外の金融政策・金利動向を含め、グローバルな金融経済情勢等の動向を注視し、その動向が金融システムの安定に与える影響について分析を行う。

- ② 金融機関による顧客本位の業務運営の確保に向け、顧客の最善の利益に資する商品組成・販売・管理等を行う態勢が構築されているかについてモニタリングを行う。

特に、(ア)リテールビジネスへの経営陣の関与状況、(イ)顧客本位に基づく持続可能なビジネスモデルの構築状況、(ウ)「取組方針」の質の改善と営業現場への定着状況・動機付け、(エ)業界規則等を踏まえた仕組債への対応状況、販売実績や苦情に照らして留意すべき高リスクの金融商品の販売・管理態勢、(オ)実効性ある検証・牽制態勢を含めたPDCAの実践状況といった点について、重点的にモニタリング。

- ③ マネロンガイドラインで求めている実効的な態勢整備を金融機関が2024年3月までに完了するよう、業界団体と連携し、フォローアップを行う。特に、規程類の整備を含め、実効的な取組の前段階となる部分において進捗に遅れが見られる金融機関には、集中的にモニタリングを行い、期限を意識した着実な対応を促す。また、2024年4月以降の態勢の有効性検証等のため、検査・監督体制のあり方について検討を進める。

「SNSで実行犯を募集する手口による強盗や特殊詐欺事案に関する緊急対策プラン」等を踏まえつつ、他省庁等と連携して、金融機関における防犯対策の強化や本人確認手法の見直し等について検討を行う。

- ④ 経営陣のリーダーシップの発揮状況を含め、金融機関におけるサイバーセキュリティ管理態勢の実効性について検証し、その強化を促す。特に、定期的な脆弱性診断・ペネトレーションテスト等を通じた自社対策の有効性の検証や、演習等を通じたインシデント対応能力の検証が適切に行われているか、把握された課題について計画的に対策を講じているか、といった点について、重点的にモニタリング。

サイバーセキュリティ管理態勢の成熟度を評価する点検票に基づく自己評価の実施を地域金融機関、保険会社及び証券会社に求め、自律的な態勢の強化を促す。

金融庁が主催する金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習(Delta Wall VIII)を通じ、金融業界全体の事態対処能力の向上を促す。

- ⑤ 経済安全保障推進法の円滑な制度開始(2024年春)に向けて、政令等の整備、関係機関との連携、「基幹インフラ制度に関する相談窓口」の運営等を通じた関係事業者との丁寧な対話を進める。

- ⑥ 金融機関のシステムについて、重大な顧客被害が発生した場合又は発生するおそれがある場合、機動的に金融機関のシステムリスク管理態勢(外部委託先の管理態勢を含む)を検証し、必要に応じて改善を促す。

リスクの高いシステム統合や更改については、あらかじめ金融機関のプロジェクト管理の実効性を検証する。

大手金融機関を中心に、ITレジリエンスについて実態把握や対話を行う。

- ⑦ 金融機関との対話等においては、金融機関の役職員の心理的安全性の確保に努める。また、金融機関や新規参入希望者からの法令解釈に関する問い合わせ等に対しては、可能な限り、迅速で明確な回答に努める。

8. 顧客本位の業務運営に関する「金融事業者リスト」の公表について

- 金融庁では、「顧客本位の業務運営に関する原則」（以下、「原則」）を採択した金融事業者を掲載した「金融事業者リスト」を定期的に更新・公表しているが、2023年9月8日、最新版を公表した。

※ 今回からリストへの掲載要件を見直し。従来は、取組方針・取組状況の公表に加え、事業者の取組方針等の各項目と「原則」の各項目との対応関係を任意の方法で整理・公表すればリストに掲載していたが、任意の方法では対応関係が依然として不明確な先も相應に存在したことから、見直し後は、金融庁所定の対応関係表を用い、対応関係を整理・公表することを要件に追加。
- 金融機関においては、顧客本位の業務運営に関する取組を進化させるため、改めて、顧客や現場の従業員のつもりで取組方針を読み直し、以下を確認するとともに、営業現場において取組方針が実践されるよう取り組んでいただきたい。
 - ・ 策定・公表した取組方針が、
 - ①顧客目線になっているか（資産運用・資産形成に向け、どのような支援をしてくれるのかが具体的に分かる内容か）、
 - ②従業員目線になっているか（取り組むべき行動が明確であり、営業現場でも実現可能な内容か（＝「取組方針」の品質向上）
 - ・ 販売・管理態勢、2線・3線の態勢、業績評価等は適切か、営業現場は取組方針を実践できているか（＝「取組方針」の実践）

9. サイバーセキュリティの強化について

- 金融業界全体のインシデント能力向上のため、2023年も10月にサイバーセキュリティ演習（Delta Wall VIII）を実施予定。
- 参加金融機関においては、経営層も積極的に参加いただき、インシデント発生時の意思決定、サイバー攻撃の検知・顧客対応・業務復旧など、コンティンジェンシープランの実効性について確認いただきたい。
- 次に、2023年6月下旬に協会を通じて各金融機関に依頼した「サイバーセキュリティに関する点検票」※に基づく自己評価については、現在、日本銀行・金融庁で自己評価結果を集約中。

※ 2022 年度から取組を実施している。2023 年度の点検票の特徴は、業界に共通する課題である「サイバーセキュリティ人材の確保・育成」に関する設問や、より先進的な「ゼロトラスト」^(注) の取組に関する設問を新たに追加することにより、内容を充実させている点。

(注) ゼロトラストとは、ネットワークの内外にかかわらず、従業員の端末通信や情報資産へのアクセス等についても常に監視することでセキュリティを確保する考え方。

- 2023 年 11 月以降、他の金融機関対比での自組織の位置付けなどに関する情報の還元を予定している。経営陣においては、評価結果に基づき、人員・予算、人材育成を含め、体制整備と対策の実効性向上を主導していただきたい。

10. 経済安全保障推進法に基づく内閣府令の公表等について

- 経済安全保障推進法で規定された「特定社会基盤役務の安定的な提供の確保」に関する制度（2024 年春制度開始）では、「特定社会基盤事業者」が、「特定重要設備」の導入や、他の事業者に委託して特定重要設備の「重要維持管理等」^{※1} を行う場合に、主務大臣に計画書を事前届出することを求めている。

※1 特定重要設備の機能を正常な状態に保つため、その保守点検、機器の修理・部品の交換、プログラムの更新等を行うことや、その運用、制御等を行うこと。

- 先般、「特定社会基盤事業者の指定基準」及び「特定重要設備」に関する内閣府令（案）の意見公募を行った^{※2} ところであるが、2023 年 9 月 15 日、「重要維持管理等」及び各種手続等に関する内閣府令（案）についても意見公募を開始したところ。

※2 6/15 開始、7/14 締切、8/9 に結果等を公表。

- 金融庁としては、円滑な制度開始に向けて、金融機関との間で丁寧な対話に努めていく所存であり、引き続きご協力いただきたい。なお、金融庁を含む関係省庁は、特定重要設備の導入等に関する事前相談を受け付け、対象事業者を含む関係事業者等との恒常的な意思疎通を行うことを目的に、「相談窓口」を設置している。各金融機関においては、こちらも積極的にご活用いただきたい。

11. マネロン対策等に係る広報について

- 金融庁は、2023 年 7 月より、金融機関による継続的顧客管理の重要性・必要性を訴求した国民向けインターネット広告の配信（ユーチューブ広告やバー広告）を開始した。配信期間は 2024 年 3 月中旬までを予定している。

- 各金融機関におかれては、例えば、金融庁ウェブサイトに掲載されているURLのQRコードリンクを顧客宛ての確認書面に記載するなど、顧客に対してのご説明・ご案内の際に積極的に活用いただきたい。
- 今後も、より多くの一般利用者にマネロン対策等について理解と協力をいただけるよう、引き続き広報に力を入れていきたい。

12. 金融行政方針の公表について

- 2023年8月29日、令和5事務年度の金融行政方針を公表した。これは、事務年度ごとに、金融庁として進める施策の方向性を明らかにするものであり、本事務年度においては、4本柱で構成している。
- 基本的にこれまでの金融庁の行政の考え方や課題意識を踏まえたものとなっていると考えている。
- 金融庁としては、各金融機関と課題認識等を共有し、建設的な対話をを行うことが重要であり、この金融行政方針は、その点で良い材料になるとを考えている。金融庁では、今後、本方針等に関する説明会を各地域で開催する予定であるが、行政方針の内容で不明な点、懸念点、提言したい点があれば、気軽に問い合わせ等をしていただきたい。

13. Japan Weeksについて

- 2023年9月25日から10月6日にかけて、「Japan Weeks」を開催する。海外の投資家や資産運用会社等を集中的に日本に招致した上で、日本の金融資本市場としての魅力や政府の取組み等を発信する予定。
- この期間には、「貯蓄から投資へ」の促進、資産運用立国、サステナブルファイナンス等に関し、多くのイベントが集中的に開催される。また、岸田総理や鈴木大臣を含め、政府関係者の参加も予定しており、この貴重な機会を通じて、日本政府の取組み等を積極的に発信していきたいと考えている。もし、各協会で関係するイベントを企画中の場合は、早急にご連絡いただければ幸いである。
- 各種イベントの中には皆様にご参加いただけるものもあるところ、詳細はJapan Weeksの特設ページをご覧いただき、ぜひご参加いただきたい

14. 税制改正要望について

- 2023年8月31日、令和6年度の税制改正要望項目を公表した。
- 主要な項目としては、
 - ①「資産所得倍増プラン」及び「資産運用立国」の実現に向けた措置として、
 - ・関係手続のデジタル化等NISAの利便性向上等、
 - ・上場株式等の相続税に係る物納要件等の見直し、
 - ・金融所得課税の一体化、
 - ②「世界・アジアの国際金融ハブ」としての国際金融センターの実現に向けた措置として、
 - ・クロスボーダー投資の活性化に向けた租税条約等の手続きの見直し、
 - ・店頭デリバティブ取引の証拠金に係る利子の非課税措置の恒久化又は延長、
 - ・海外進出における支店/子会社形態の税制上のイコールフッティング、
 - ③保険については、生命保険料控除制度の拡充、
 - ④暗号資産については、第三者保有の暗号資産の期末時価評価課税に係る見直し
- などを要望している。
- 今後、年末に向けて議論が本格化していくところ、業界の皆様におかれても、引き続き、ご協力をお願いしたい。

(以上)